

民生委員・児童委員とは

民生委員は民生委員法で設置が定められ、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤・特別職の地方公務員になります。任期は3年で、報酬はありません。

民生委員は地域住民からの相談に対し、社会福祉の精神をもって住民の立場で相談に応じ、必要に応じて行政機関等に繋ぎ、支援をしています。

また、児童福祉法により、民生委員が児童委員を兼ねることとなっており、地域の子ども、妊産婦、母子家庭に関する相談支援、情報提供に応じるほか、地域全体で子どもを育てる取り組みの展開や児童虐待の防止などの活動に取り組んでいます。

主任児童委員とは

主任児童委員とは、民生委員・児童委員の中で、特に子ども、子育てに関する活動や児童福祉に関わる事項について活動しています。

四條畷市では、主任児童委員は、各小学校区に1名配置され、各校区の児童委員のとりまとめ役としても活動しています。四條畷市内では現在、6名の主任児童委員が活動しております。

守秘義務

民生委員・児童委員、主任児童委員には民生委員法第15条で「民生委員は、その職務を遂行するに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守り、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別的又は優先的な取扱いをすることなく、且つ、その処理は実情に即して合理的にこれを行わなければならない」と定められています。住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持する守秘義務があります。また、職務上の地位を政党または政治目的のために利用してはなりません。

主な活動内容

民生委員の活動を一部ご紹介します。

○四條畷市民生委員児童委員協議会としての団体活動

- ・原則8月を除く月に1度の定例会議
(各種情報の共有、研修会の実施、地区での情報交換等)
- ・年間数回の研修、イベント等の事業や、学校との情報交換等
(子育てフェスティバル、民生委員の日街頭キャンペーン等)
- ・行政からの各種協力依頼(こんにちは赤ちゃん訪問、緊急連絡カード配布事業、自殺予防街頭啓発キャンペーンでの各種啓発依頼等)

○個別活動、地区活動(内容、頻度等は地区、委員により異なります。)

- ・独居高齢者等の見守り、相談、行政へのつなぎ
- ・災害に備えた避難行動要支援者等への支援協力等(名簿の管理)
- ・地区で行われているサロン開催や配食サービス等の地区福祉委員会活動(社会福祉協議会関係)等への協力等
- ・児童扶養手当、自動車税減免等に係る状況確認書の記入。